

株式会社 NIPPO(仮称)横浜第2リサイクルセンター新設事業の廃止について(報告)

平成27年2月18日に、事業者である株式会社 NIPPO より、横浜市環境影響評価条例第13条第1項の規定により、標記事業に係る事業廃止等届出書が提出されました。また、同条第2項の規定により、平成27年3月5日に、その旨を公告しました。

1 事業の概要

事業種類 廃棄物処理施設の建設(第1分類事業)
(産業廃棄物中間処理施設(がれき類の破碎施設)の設置)
計画区域 磯子区新磯子町27番地1

2 届出の理由

事業を実施しないこととしたため

3 廃止の年月日

平成27年1月31日

【参考】これまでの経緯

平成26年5月9日	計画段階配慮書が提出
5月27日	審査会への意見聴取依頼
6月17日	配慮市長意見(案)に対する審査会からの意見聴取
6月25日	配慮市長意見書が確定し、その後事業者へ送付
平成27年2月18日	事業廃止等届出書が提出
3月5日	横浜市報で当該事業の廃止の旨を公告